

## 重要な事項等のご説明

2006年4月改定

(重要事項等説明書)

AIU保険会社

エイアイユー インシュアランス カンパニー

## 「ご契約の概要について～契約概要～」

この「ご契約の概要について～契約概要～」はご契約に際し、保険商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項をわかりやすく説明したものです。お申込み前に必ずご一読のうえ、内容をご確認ください。ご契約後も大切に保管くださいますようお願いいたします。また本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては別途ご契約のしおり(保険小冊子)を十分ご覧いただくことをあわせてお願いいたします。ご不明な点については、取扱代理店または弊社までお問合せください。

## 1. 商品の仕組みについて

この商品は「海外旅行傷害保険」で旅行中に被保険者(保険の対象となる方)※がケガをされたときや病気になったとき等を主に補償する保険です。各補償内容等詳細につきましては「保障(補償)内容について」にてご確認ください。

主な補償項目	ケガによる			病気による	
	死亡	後遺障害	入院・通院	入院・通院	死亡
傷害死亡	○	×	×	×	×
傷害後遺障害	×	○	×	×	×
治療・救援費用	×	×	○	○	×
疾病死亡	×	×	×	×	○

※家族旅行特約をセットした場合の被保険者の家族の範囲は、本人と一緒に旅行される方で以下の方に限ります。

- ・ 本人の配偶者(新婚旅行後に婚姻の届出を行う方を含みます)
- ・ 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ・ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

## 2. 保障(補償)内容について

## (1) 保険金をお支払いする場合

支払われる主な保険金は次のとおりです。詳細はご契約のしおり(保険小冊子)等でご確認ください。

(付随保険金については詳しくは、パンフレットの概要等をご覧ください。)

## ・ 死亡保険金

旅行行程中の偶然な事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。

## ・ 後遺障害保険金

旅行行程中の偶然な事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。(ただし、保険期間を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。)

## ・ 治療・救援費用保険金(救援者費用等追加担保特約付帯)〔特約〕

## ・ 傷害治療費用部分

旅行行程中の偶然な事故によるケガがもとで、医師の治療を受けられた場合、治療費用等のうち実際に支出した金額で弊社が妥当と認めた金額を1回のケガにつき治療・救援費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。

## ・ 疾病治療費用部分

「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気(その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。)」により、旅行中または旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合、または、旅行行程中に感染した特定の感染症がもとで、旅行行程終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合に、治療費用等のうち実際に支出した金額で弊社が妥当と認めた金額を1回の病気につき治療・救援費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、治療開始日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。

## ・ 救援費用部分

旅行行程中に a. 被った事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 b. 病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡された場合 c. 発病した病気により、旅行行程終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(旅行行程中に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。) d. 被った事故によるケガまたは発病した病気により継続して3日以上入院された場合(旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限ります。) e. 搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難したとき、被保険者の生死が確認できない場合または捜索・救助活動が必要な場合(被保険者の生死が判明した後および捜索・救助活動が不要となった後は除きます。) f. 誘拐または行方不明になったとき、保険契約者、被保険者および親族の方が実際に支出した救援費用等をお支払いします。ただし、1回の事故について治療・救援費用保険金額がお支払いの限度となります。(f.の場合は300万円上限)

## ・ 傷害治療費用保険金〔特約〕

旅行行程中の偶然な事故によるケガがもとで、医師の治療を受けられた場合、治療費用等のうち実際に支出した金額で弊社が妥当と認めた金額を1回のケガにつき傷害治療費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。

## ・ 疾病治療費用保険金〔特約〕

「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気(その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。)」により、旅行中または旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合、または、旅行行程中に感染した特定の感染症がもとで、旅行行程終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合に、治療費用等のうち実際に支出した金額で弊社が妥当と認めた金額を1回の病気につき疾病治療費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、治療開始日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。

## ・ 救援者費用保険金(救援者費用等追加担保特約付帯)〔特約〕

旅行行程中に a. 被った事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 b. 病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡された場合 c. 発病した病気により、旅行行程終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(旅行行程中に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。) d. 被った事故によるケガまたは発病した病気により継続して3日以上入院された場合(旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限ります。) e. 搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難したとき、被保険者の生死が確認できない場合または捜索・救助活動が必要な場合(被保険者の生死が判明した後および捜索・救助活動が不要となった後は除きます。) f. 誘拐または行方不明になったとき、保険契約者、被保険者および親族の方が実際に支出した救援費用等をお支払いします。ただし、1回の事故について救援者費用保険金額がお支払いの限度となります。(f.の場合は300万円上限)